

計算の基礎とする収入金額の計算の取扱い一覧

(令和7年4月1日以後に開始する事業年度)

「その他の収入金額」欄記載の際に参考にしてください。なお、「その他の収入金額に含まない」に該当するものは、「社会保険診療に係る収入金額」欄、「その他の収入金額」欄のいずれにも計上しません。

	収入科目	社会保険診療に係る収入金額	その他の収入金額	その他の収入金額に含まない
①	社会保険分医療収入	○		
②	介護保険法収入	○ (注1)	○ (注1)	
③	生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○ (注1)	○ (注1)	
④	査定損益金額	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)	
⑤	労働者災害補償保険法収入		○	
⑥	自動車損害賠償責任保険の医療収入		○	
⑦	自費診療収入		○	
⑧	健康診断等受託料		○	
⑨	医療相談収入		○	
⑩	予防接種料		○	
⑪	入院料、ベッド代差額料		○	
⑫	患者・付添人食事収入		○ (従業員分以外)	○ (従業員分)
⑬	健康診断等証明書代		○	
⑭	生產品等販売収入		○	
⑮	受託技工・検査料		○	
⑯	嘱託収入		○	
⑰	受取利息・配当金		○ (注2)	
⑱	有価証券売却益		○	
⑲	電話・電気・ガス、テレビ、寝具等使用料収入		○	
⑳	不用品売却収入		○	
㉑	手数料等収入		○	
㉒	補助金・助成金・利子補給金		○ (注3)	○ (注4)
㉓	雇用調整助成金			○
㉔	圧縮額の損金算入を行った国庫補助金等及び保険金等		○ (圧縮損控除後の金額)	○
㉕	医療事故等に対する障害(賠償)保険金		○	
㉖	自動販売機収入		○	

	収入科目	社会保険診療に係る収入金額	その他の収入金額	その他の収入金額に含まない
②7	歯ブラシ・おもつ等販売収入		○	
②8	産業医顧問料		○	
②9	各種（夏祭り等）協賛金		○	
③0	各種祝い金・協力金		○	
③1	還付加算金		○	
③2	看護学校収入		○	
③3	社宅使用料		○ (役員・代表者分)	○ (従業員分)
③4	駐車場代・使用料収入		○ (従業員分以外)	○ (従業員分)
③5	院内保育料		○ (従業員分以外)	○ (従業員分)
③6	満期保険金・返戻金		○ (資産計上した積立保険料控除後の金額)	○
③7	火災保険等のものに係る損害保険金		○ (取得価額を超える部分)	○
③8	保険解約返戻金		○ (注5)	○
③9	各種引当金及び準備金戻入額			○
④0	土地の譲渡に係る収入金額			○
④1	償却資産及び建物の売却益		○ (取得価額を超える部分)	○
④2	看護学校授業料等返戻金			○
④3	事業分量配当			○ (注6)
④4	租税還付金			○
④5	仕入値引き（リベート）			○
④6	消費税及び地方消費税			○
④7	債務免除益			○
④8	現金過不足			○

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は、
地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号に規定されたサービスによる金額。

(注2) 法人税別表4において、「受取配当金の益金不算入」等により、否認されている額は、除く。

(注3) 医療保険業に係る事業を補填する性質の補助金、国もしくは地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関から
収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する助成金、借り入れに対する助成金、などの額。

(注4) 医療保健業に係る事業を奨励するために支払われる補助金。

(注5) 所得税法第174条第8号(保険期間5年以内若しくは5年以上の契約で5年以内に解約した場合)に該当する場合。

(注6) 出資配当又は預貯金に係るものは除く。